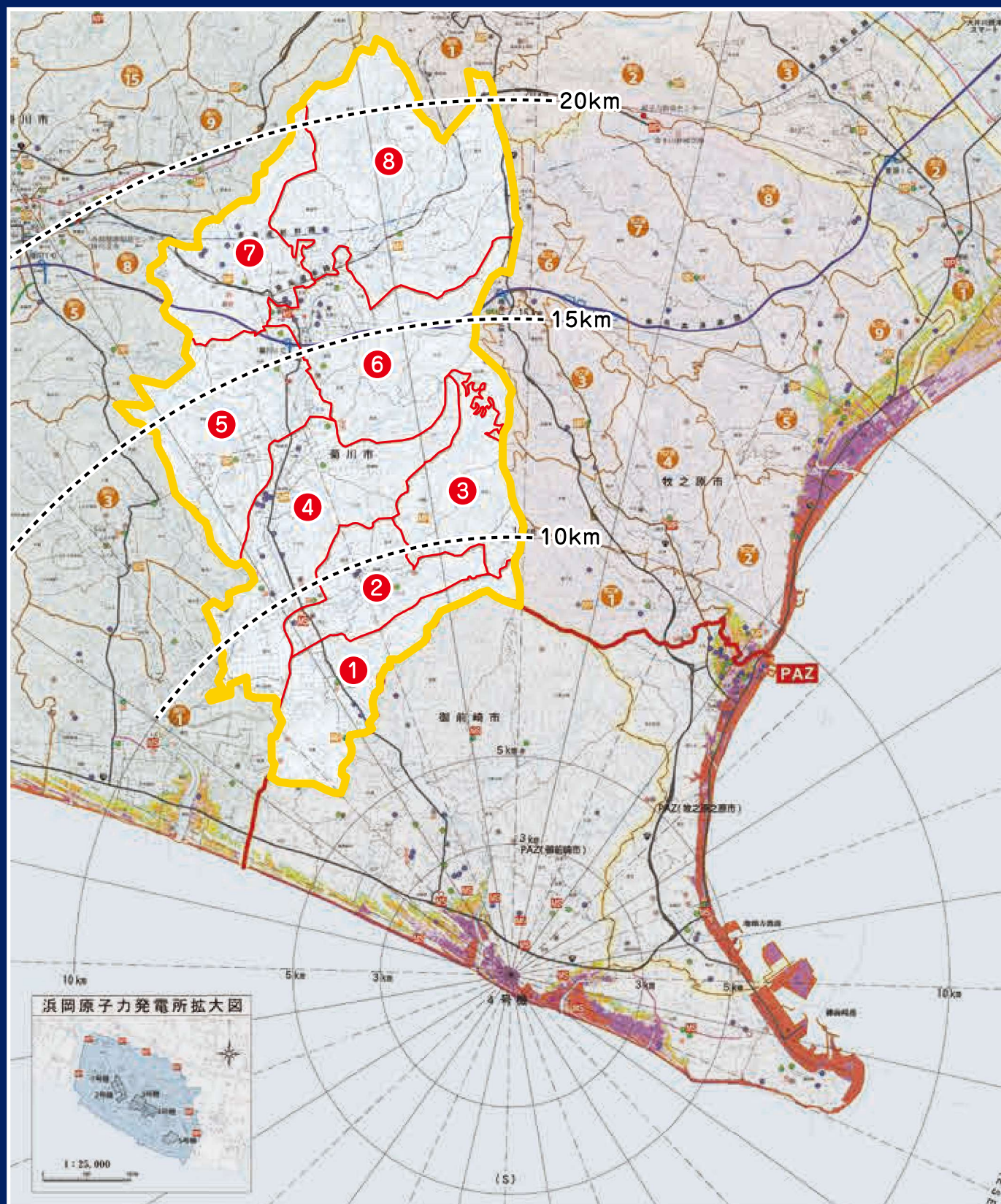


菊川市

原子力災害広域避難計画 概要版

【令和7年3月作成】



1 広域避難の基本

(1) 計画策定の目的と趣旨

本市は、中部電力株式会社浜岡原子力発電所の UPZ 圏内(約 31km 以内)に立地しているため、災害対策基本法及び菊川市地域防災計画に基づき、浜岡原子力発電所の稼働の有無に関係なく、浜岡原子力発電所を原因とする原子力災害に備え、原子力災害発生時に住民の皆様が放射線防護対策を実施し、必要な時には一時移転または避難が実施できるよう、あらかじめ避難等の方法や避難先等について定めた「菊川市原子力災害広域避難計画」を平成 31 年 3 月に策定しています。

本計画は、静岡県が「浜岡地域原子力災害広域避難計画」で定める原子力災害時における避難の方針・避難方法を反映させ、避難先自治体との協議により避難の際の第一目的地となる避難経路所とする施設の公表までの調整が整ったことから策定と位置付けますが、全ての住民の皆様が何らかの放射線防護対策をとることができ、必要な避難が実施できる計画となるまで、不断の見直しを続けてまいります。

(2) 避難等の判断基準と実施

浜岡原子力発電所で原子力災害が発生した際、災害の進展に伴い放射性物質の放出の恐れがある状況となったときには、全ての住民の皆様に対し「屋内退避」が指示されます。さらに事態が進展し、放射性物質の放出に至った場合には、市内を 8 つに分割した区域(避難単位)ごとに測定される放射線量の測定値が、基準に該当した区域(避難単位)に対して、「一時移転」あるいは「避難」が指示されます。

【表1】屋内退避・避難等の判断基準

	屋内退避・避難等の判断基準		UPZ(菊川市全域)内住民等の行動
放射性物質の放出前	警戒事態	例) 震度 6 弱以上の地震	情報収集
	施設敷地緊急事態	例) 全交流電源喪失	屋内退避準備
	全面緊急事態	例) 原子炉を冷却する全ての機能喪失	屋内退避
放射性物質の放出後	O I L 6	0.5 μ Sv/h 超過	飲食物を検査する区域を決め、検査結果によっては摂取制限を行います。
	O I L 2	20 μ Sv/h 超過	1 日以内を目途に区域を特定し、一定期間(1 週間程度内)のうちに「一時移転」を実施します。※2
	O I L 1	500 μ Sv/h 超過	数時間以内を目途に区域を特定し、速やか(1 日を目安)に「避難」を実施します。※1

※1 「避難」及び※2 「一時移転」は、いずれも住民等が一定以上の被ばくを受ける可能性がある場合に取りべき防護措置であり、放射性物質又は放射線の放出源から離れることにより、被ばくの低減を図るものです。

※1 「避難」は、空間放射線量率等が高い又は高くなるおそれのある地点から速やかに離れるため緊急で実施するものです。

※2 「一時移転」は、緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるため実施するものです。

(3) 避難などに関する情報の取得方法

災害時には正確な情報の入手が必要かつ重要です。

平常時から情報入手の手段を確認しておきましょう。



① 平常時の情報収集

避難に関する事項及び屋内退避に関する情報などについては、下記の冊子に詳しく掲載しています（お手元に無い場合は、危機管理課窓口にてお渡しします）。

- 「原子力防災のしおり」（静岡県発行、平成29年3月各戸配付）
- 「菊川市防災ガイドブック」（平成29年4月各戸配付）
- 「菊川市放射線防護の考え方」（平成30年3月各戸配布）

② 非常時の情報収集

発災時、避難のために必要な情報については、下記の方法にて取得できます。

● 同報無線

音声により、避難に関する情報などをお知らせします。
個別受信機も同時放送、同報無線音声確認サービス（Tel35-2133）で確認可能です。

● 茶こちゃんメール

同報無線で放送した内容をメールで配信します（事前登録が必要です）。
市内のイベント情報、火災情報など、日頃から市の様々な情報がメールで発信されますので、普段から登録しておきましょう。

茶こちゃんメール



● 菊川市ホームページ

避難に関する情報を随時掲載します。



● 静岡県原子力防災ポータル

原子力災害発生時に住民の皆様の避難をスムーズに行うための専用サイトです。
環境放射線の状況、避難指示が出されている地域などについてインターネットを利用して確認ができます。

原子力防災ポータル



● テレビのdボタン（データ放送）

避難指示の状況などがテレビのテロップで確認できます。



③ 情報収集に関する注意事項

- 慌てて行動せず、次の情報がでるまで屋内で退避しましょう。
- うわさやデマに惑わされないようにしましょう。
- おとなりさん・ご近所さんと情報の確認をしましょう。
- 電話の使用は極力控えましょう。

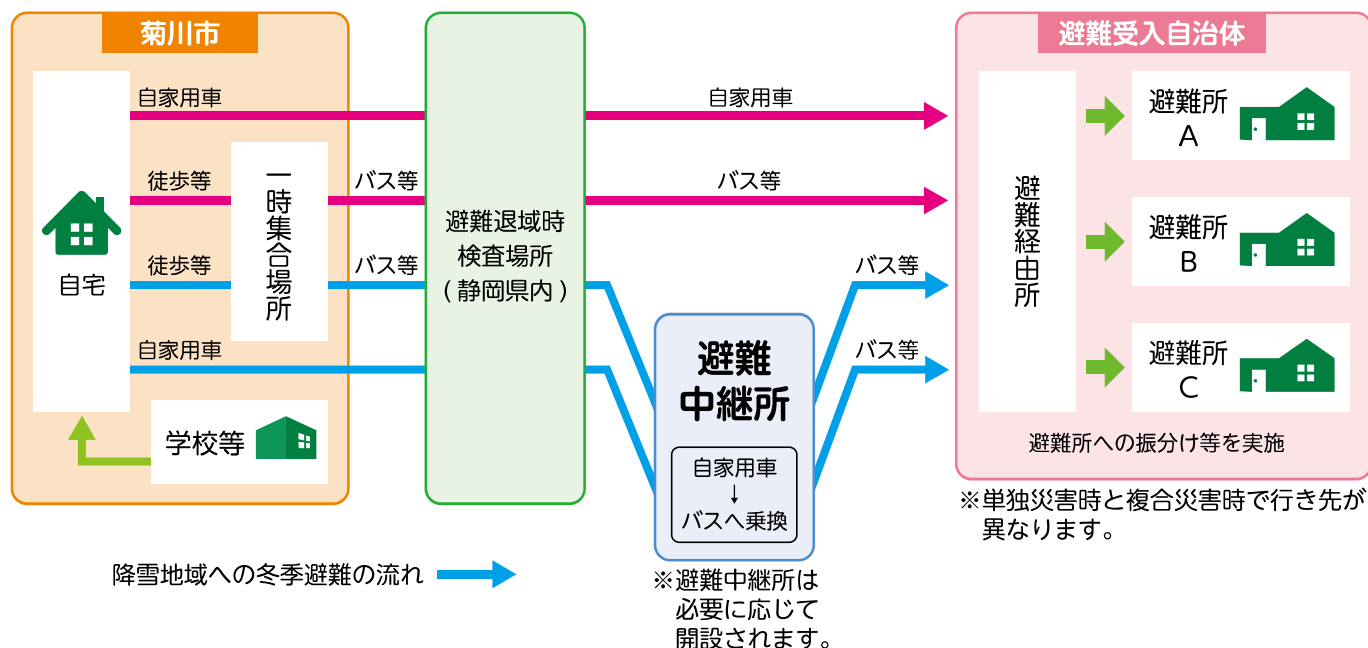
2 避難手段

(1) 避難手段

避難手段は、原則として自家用車を利用します。自家用車による避難が困難な住民は、予め指定した一時集合場所からバス等の避難手段により避難を実施します。

なお、県において、降雪地域への冬季避難をする場合に、「避難中継所」でバス等により乗り換えて避難先へ向かう方法を検討しています。

＜図1＞ 避難経路所を設けた広域避難実施のイメージ



(2) 一時集合場所

自家用車で避難する際は、一時集合場所を経由しません。原則、一時集合場所へは徒歩等で集合します。

【表2】避難先1 への避難の場合の一時集合場所

避難単位	地 区	一時集合場所
1	小笠南地区	みなみやま会館
2	小笠東地区	くすりん
3		
4	平川地区	ひらかわ会館
	嶺田地区	みねだ会館
	横地地区	横地地区センター
5	加茂地区	加茂地区センター
	内田地区	内田地区センター
6	六郷地区	六郷地区センター
7	西方地区	西方地区センター
	町部地区	町部地区センター
8	河城地区	河城地区センター

【表3】避難先2 への避難の場合の一時集合場所

避難単位	地 区	一時集合場所
1	小笠南地区	みなみやま会館
2	小笠東地区(布引原・丹野・古谷を除く)	くすりん
3	小笠東地区(布引原・丹野・古谷)	くすりん(小笠東小学校)
4	平川地区(上平川・池村・堤を除く)	ひらかわ会館
	平川地区(上平川・池村・堤)	みねだ会館
	嶺田地区	
	横地地区	横地地区センター
5	加茂地区	加茂地区センター
	内田地区	内田地区センター
6	六郷地区	六郷地区センター
7	西方地区	西方地区センター
	町部地区(柳町)	
	町部地区(柳町を除く)	町部地区センター
8	河城地区	河城地区センター

3 避難退域時検査及び簡易除染

避難実施の際は、市が指定する避難先に避難するかしないかに関わらず、避難経路上に設けられた「避難退域時検査場所」で避難退域時検査(車両及び避難者等の放射線測定)を必ず実施し、検査の結果が基準値以下であることを証明する「検査済証」の交付を受ける必要があります。検査の結果が基準値以上となった場合にはその場で簡易除染を行い再検査を受けます。

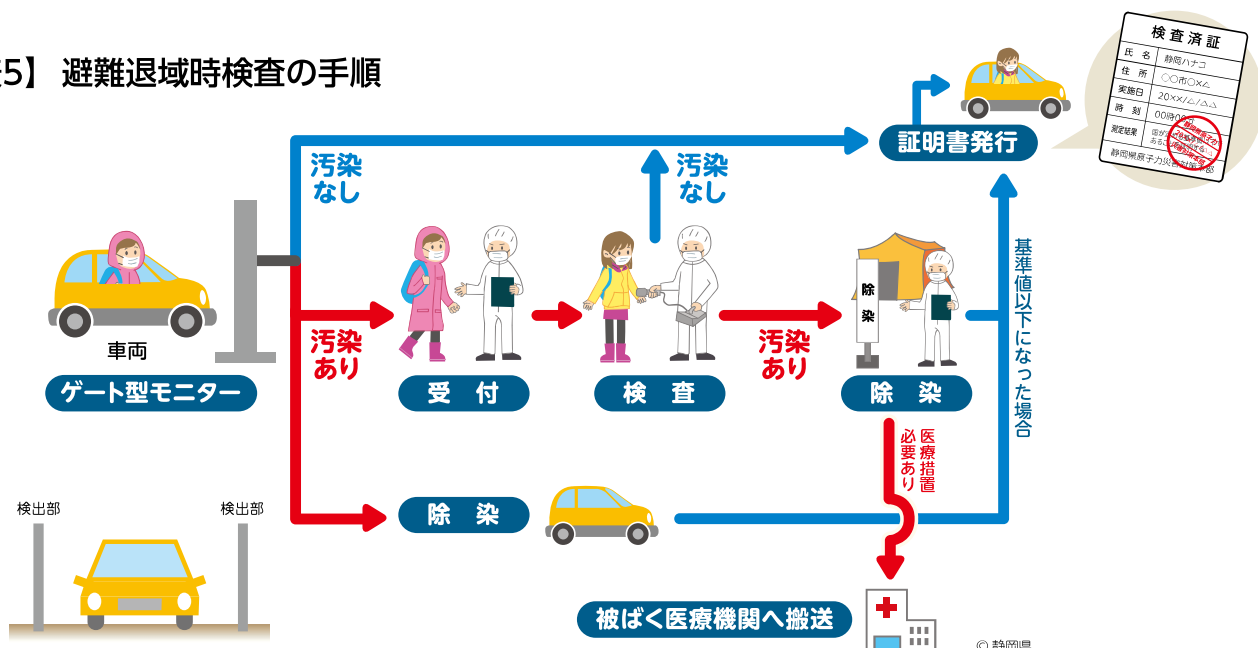
【表4】 避難退域時検査及び簡易除染の実施場所の位置・箇所数

(令和7年3月時点)

避難方向	位 置	候補箇所
東 方	東名高速道路沿道・IC周辺	日本坂PA、日本平PA
	新東名高速道路沿道・IC周辺	藤枝PA、静岡SA、清水PA
	国道1号沿道	うぐいすPA、県工業技術研究所
	国道150号沿道	(調整中)
	川根本町内	町内公共施設
西 方	東名高速道路沿道・IC周辺	③遠州豊田PA、④三方原PA、⑥浜名湖SA ⑤航空自衛隊浜松基地
	新東名高速道路沿道・IC周辺	①遠州森PA、②浜松SA
	国道1号沿道	(調整中)
	国道150号沿道	⑦竜洋海洋公園
	県道沿道	(調整中)
	森町内	町内公共施設

※避難退域時検査場所は県の判断により開設されます。

【表5】 避難退域時検査の手順



4 避難経由所

(1) 一覧表(単独災害時・複合災害時)

【表6】 避難先 1 避難単位ごとの一時集合場所、避難先と避難経由所

避難単位	地 区	避難先	避難経由所	概要版ページ	避難所
1	小笠南地区	浜松市	引佐運動広場 (浜松市浜名区引佐町東黒田 847-1)	7 ページ	避難 経 由 所 で 指 示
2	小笠東地区（布引原・丹野・古谷を除く）		引佐総合公園 (浜松市浜名区引佐町井伊谷 3858-1)	8 ページ	
3	小笠東地区（布引原・丹野・古谷）				
4	平川地区	湖西市	湖西運動公園 (湖西市吉美 830-1)	9 ページ	
	嶺田地区				
	横地地区	豊橋市	豊橋総合スポーツ公園 (愛知県豊橋市神野新田メノ割 1-3)	10 ページ	
5	加茂地区				
	内田地区				
6	六郷地区	田原市	白谷海浜公園 (愛知県田原市白磯 5)	11 ページ	
7	西方地区				
	町部地区				
8	河城地区				

【表7】 避難先 2 避難単位ごとの一時集合場所、避難先と避難経由所

避難単位	地 区	避難先	避難経由所	概要版ページ	避難所
1	小笠南地区	砺波市	砺波総合運動公園 (富山県砺波市柳瀬 241)	12 ページ	避難経由所で指示
2	小笠東地区（布引原・丹野・古谷を除く）	小矢部市	小矢部運動公園 (富山県小矢部市平桜字岡山 200)	13 ページ	
3	小笠東地区（布引原・丹野・古谷）	砺波市	砺波総合運動公園 (富山県砺波市柳瀬 241)	12 ページ	
4	平川地区（上平川・池村・堤を除く）				
	平川地区（上平川・池村・堤）	高岡市	高岡スポーツコア (富山県高岡市二塚 428-1)	14 ページ	
	嶺田地区				
	横地地区				
5	加茂地区				
	内田地区				
6	六郷地区				
7	西方地区	氷見市	氷見市ふれあいスポーツセンター (富山県氷見市鞍川 43-1)	15 ページ	
	町部地区（柳町を除く）	高岡市	高岡スポーツコア (富山県高岡市二塚 428-1)	14 ページ	
	町部地区（柳町）	氷見市	氷見市ふれあいスポーツセンター (富山県氷見市鞍川 43-1)	15 ページ	
8	河城地区				

(2) 広域地図(単独災害時)

菊川市の避難経路(避難先1 静岡県・愛知県)



(3) 広域地図(複合災害時)

菊川市の避難経路(避難先2 富山県)



浜松市

いな さ うん どう ひろ ば
避難経路所：引佐運動広場 (静岡県浜松市浜名区引佐町東黒田847-1)



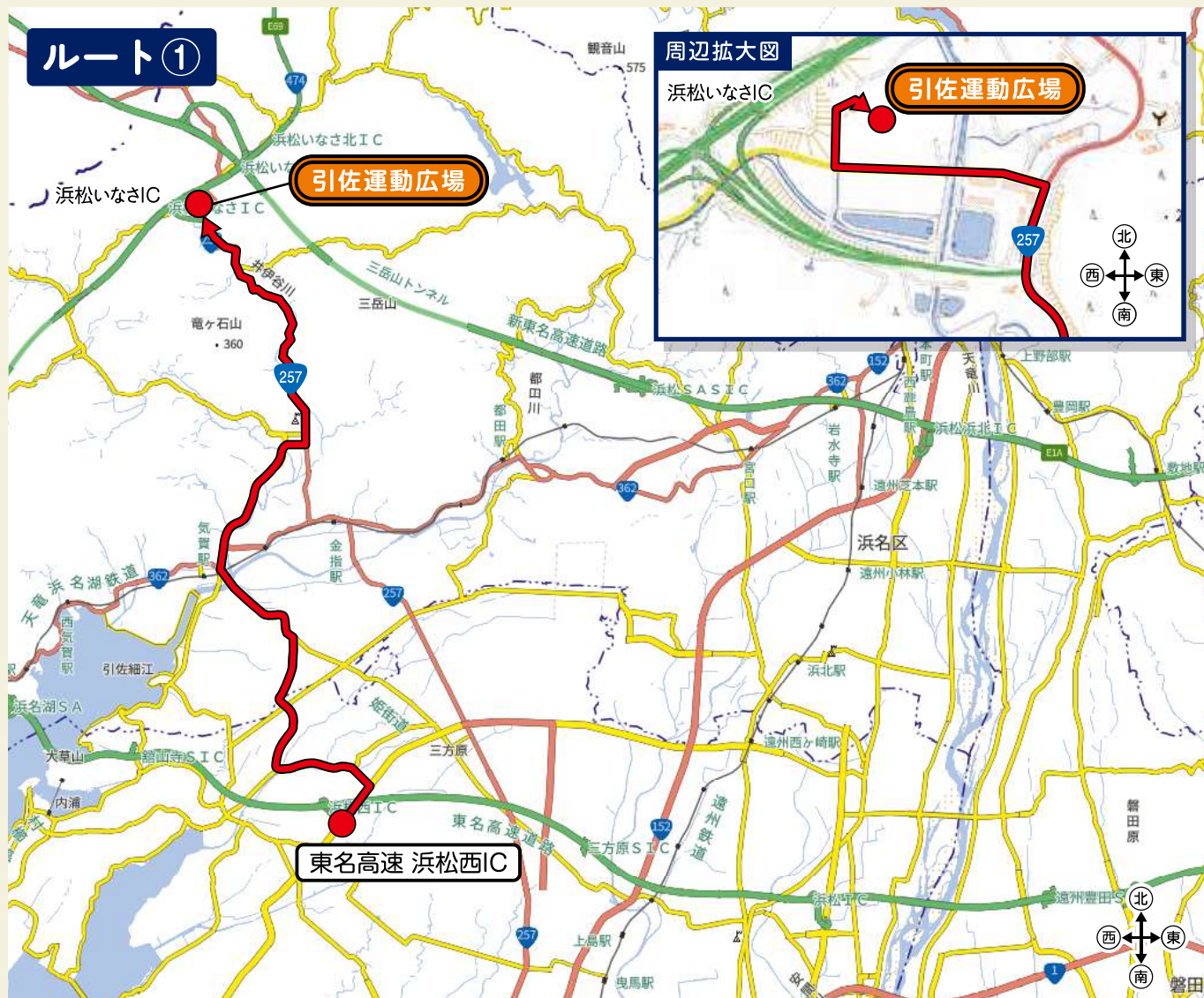
二次元コードから
施設を確認



想定される主な避難経路

- ルート①** 東名高速 → 浜松西 I C → 県道65号 → 一般道 → 県道319号 → 一般道
→ 県道261号 → 県道320号 → 一般道 → 国道257号 → 県道68号 →
- ルート②** 新東名 → 浜松いなさJCT → 新東名高速道路引佐連絡路 →
浜松いなさ I C → 県道68号 →
- ルート③** 国道1号 → 中野町 I C → 県道313号 → 県道65号 → 国道257号
→ 県道68号 →
- ルート④** 国道150号 → 掛塚橋 → 国道152号 → 国道257号 → 県道68号 →

引佐運動広場



※令和9年度に「浜松市北消防署引佐出張所」が引佐運動広場へ移転する予定のため、
名称が変更となりますが、引き続き避難経路所として利用可能予定です。

出典：地理院地図Vector (<https://maps.gsi.go.jp/vector/>)を加工

浜松市

いな さ そう ご う こう えん
避難経由所：引佐総合公園（静岡県浜松市浜名区引佐町井伊谷3858-1）

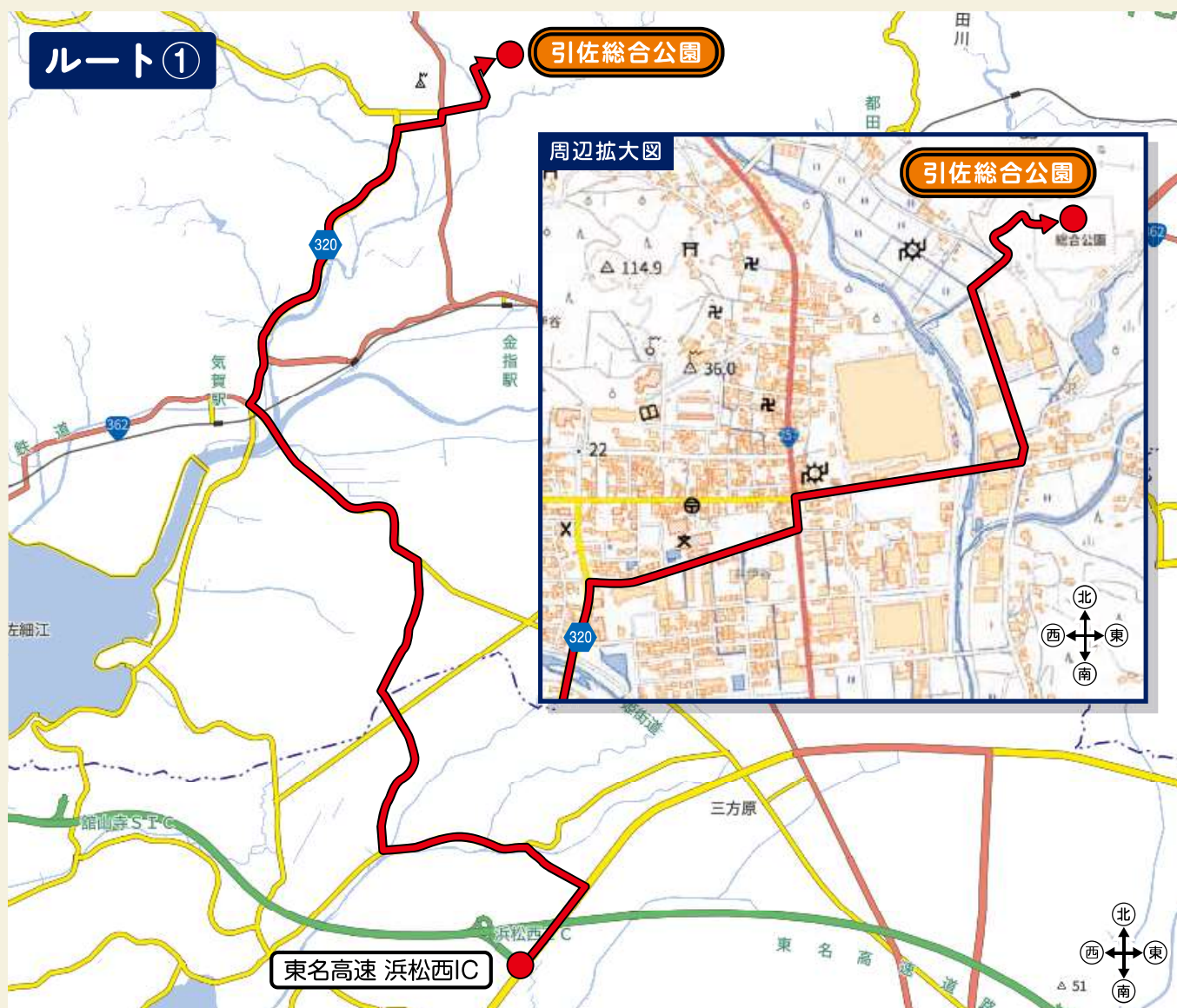


二次元コードから
施設を確認

想定される主な避難経路

- ルート①** 東名高速 → 浜松西 I C → 県道65号 → 一般道 → 県道319号 → 一般道
→ 県道261号 → 県道320号 → 一般道 → 国道257号 → 一般道 → 引佐総合公園
- ルート②** 新東名 → 浜松いなさJCT → 新東名高速道路引佐連絡路 →
浜松いなさ I C → 国道257号 → 一般道 → 引佐総合公園
- ルート③** 国道1号 → 中野町 I C → 県道313号 → 県道65号 → 国道257号
→ 一般道 → 引佐総合公園
- ルート④** 国道150号 → 掛塚橋 → 国道152号 → 国道257号 → 一般道 → 引佐総合公園

引佐総合公園



出典:地理院地図Vector(<https://maps.gsi.go.jp/vector>)を加工

湖西市

こ さい うん どう こう えん
避難経由所：湖西運動公園（静岡県湖西市吉美830-1）



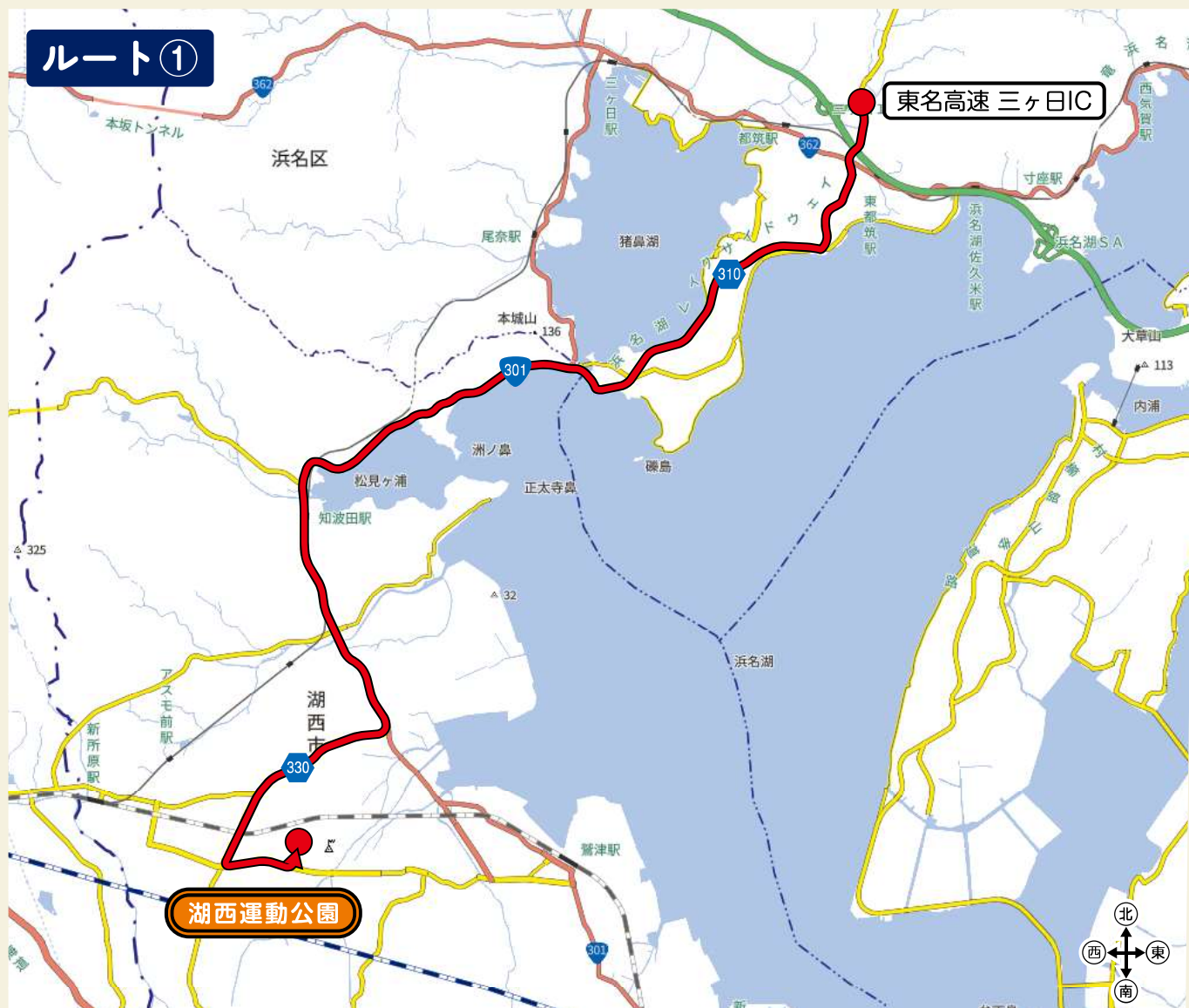
二次元コードから
施設を確認



想定される主な避難経路

- ルート①** 東名高速 → 三ヶ日 I C → 県道85号 → 県道310号 → 国道301号
→ 県道330号 → 県道332号 → 県道3号 → 湖西運動公園
- ルート②** 新東名 → 浜松いなさ J C T → 以下東名高速と同一 → 湖西運動公園
- ルート③** 国道1号 → 大戸倉 I C → 国道42号 → 一般道 → 県道173号
→ 県道3号 → 湖西運動公園
- ルート④** 国道150号 → 県道316号 → 国道1号 → 以下国道1号と同一 → 湖西運動公園

湖西運動公園



出典：地理院地図Vector(<https://maps.gsi.go.jp/vector>)を加工

- 避難単位 4：横地地区
- 避難単位 5：加茂地区・内田地区
- 避難単位 6：六郷地区

愛知県豊橋市



二次元コードから
施設を確認

とよはしそうごう こうえん
避難経由所：**豊橋総合スポーツ公園** (愛知県豊橋市神野新田町メノ割1-3)

想定される主な避難経路

- ルート① 東名高速 → 豊川IC → 国道151号 → 国道247号
→ 国道23号(豊橋バイパス) → 豊川橋南IC → 一般道
- ルート② 新東名 → 浜松いなさJCT → 以下東名高速と同一
- ルート③ 国道1号(浜名バイパス) → 国道23号(豊橋バイパス)
→ 豊川橋南IC → 一般道
- ルート④ 国道150号 → 国道1号(浜名バイパス)
→ 以下国道1号(浜名バイパス)と同一

豊橋総合スポーツ公園



出典:地理院地図Vector(<https://maps.gsi.go.jp/vector>)を加工

愛知県田原市

しろ や かい ひん こう えん

避難経由所：白谷海浜公園（愛知県田原市白磯5）



二次元コードから
施設を確認

想定される主な避難経路

ルート① 東名高速 → 豊川IC → 国道151号 → 国道247号 → 国道23号
→ 県道2号

ルート② 新東名 → 浜松いなさJCT → 以下東名高速と同一

ルート③ 国道1号 → 国道23号 → 県道2号

ルート④ 国道150号 → 国道1号 → 以下国道1号と同一

白谷海浜公園



出典:地理院地図Vector(<https://maps.gsi.go.jp/vector/>)を加工

- 避難単位 1：小笠南地区
- 避難単位 3：小笠東地区（布引原・丹野・古谷）
- 避難単位 4：平川地区（上平川・池村・堤を除く）

富山県砺波市

となみそうごうんどうこうえん

避難経由所：砺波総合運動公園（富山県砺波市柳瀬241）



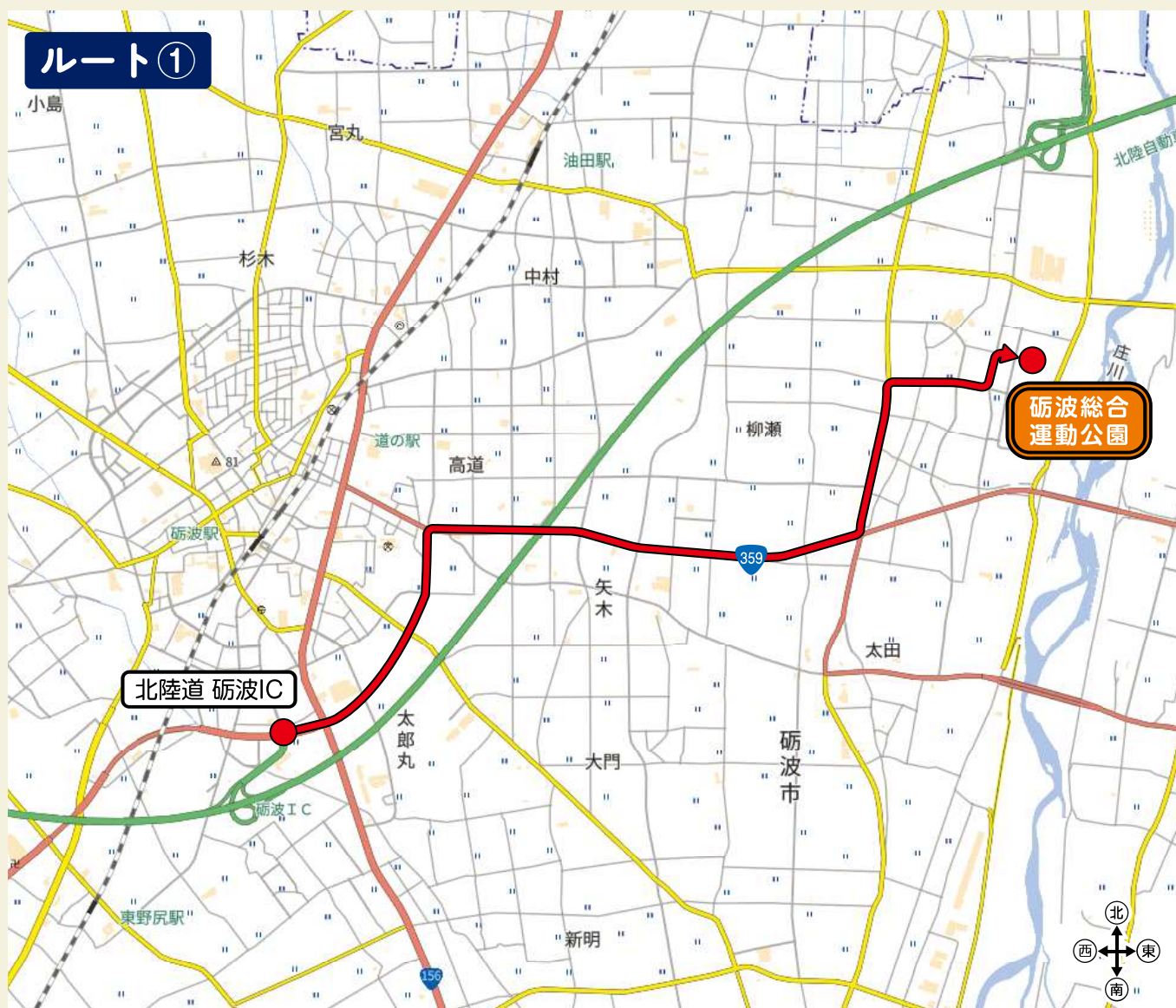
二次元コードから
施設を確認

想定される主な避難経路

ルート① 東名高速 → 東海環状道 → 東海北陸道 → 北陸道 → 砺波 I C
→ 国道359号 → 県道40号 → 一般道

ルート② 東名高速 → 名神高速 → 北陸道 → 砺波 I C → 国道359号
→ 県道40号 → 一般道

砺波総合運動公園



出典：地理院地図Vector(<https://maps.gsi.go.jp/vector>)を加工

富山県小矢部市

お や べ う ん ど う こ う え ん

避難経由所：小矢部運動公園（富山県小矢部市平桜字岡山200）



二次元コードから
施設を確認

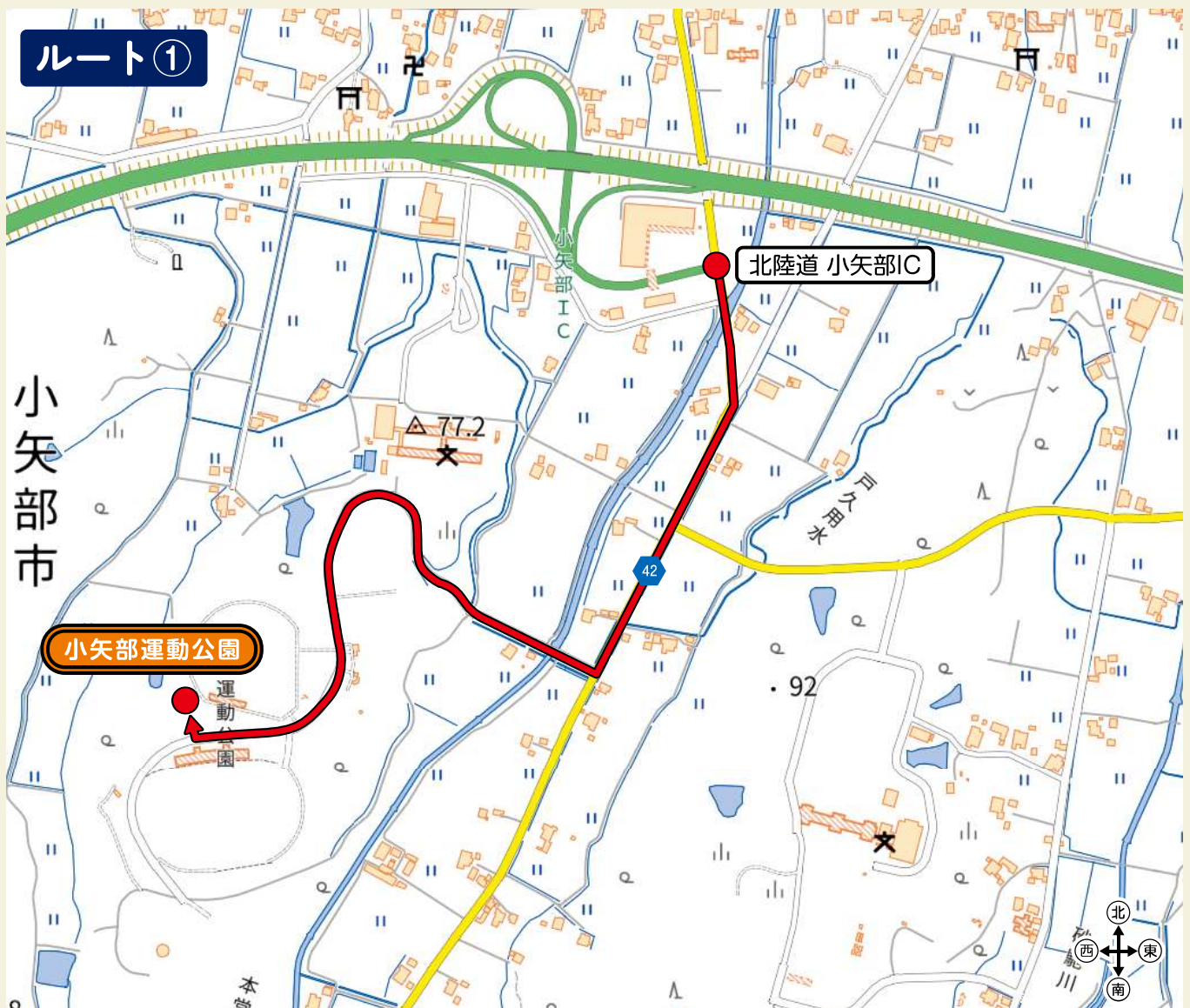
想定される主な避難経路



ルート① 東名高速 → 東海環状道 → 東海北陸道 → 北陸道 → 小矢部 I C
→ 県道42号

ルート② 東名高速 → 名神高速 → 北陸道 → 小矢部 I C → 県道42号

小矢部運動公園



出典：地理院地図Vector(<https://maps.gsi.go.jp/vector>)を加工

- 避難単位 4：平川地区（上平川・池村・堤）・嶺田地区・横地地区
- 避難単位 5：加茂地区・内田地区
- 避難単位 6：六郷地区
- 避難単位 7：町部地区（柳町を除く）

富山県高岡市

たかおか
避難経由所：高岡スポーツコア（富山県高岡市二塚428-1）



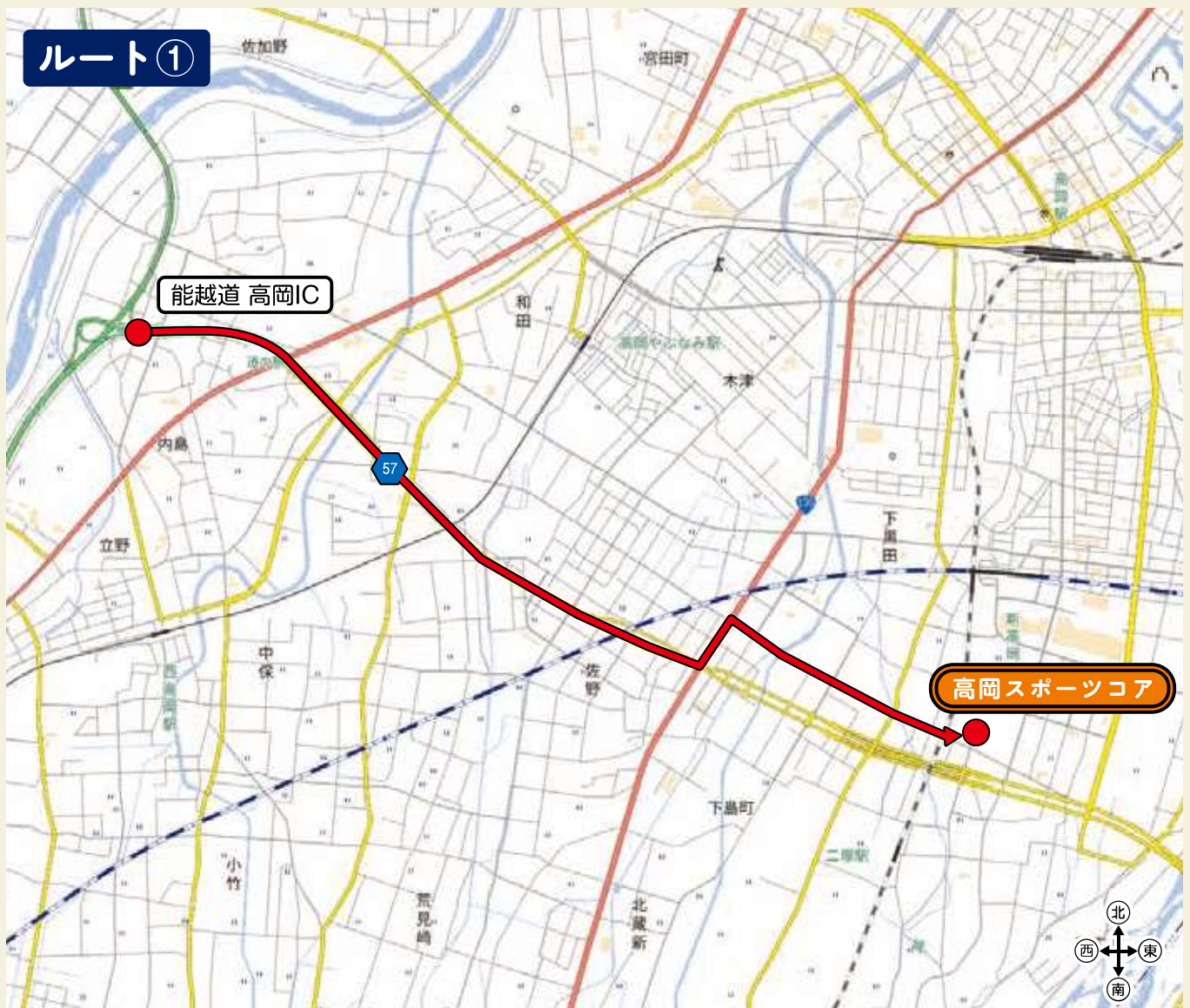
二次元コードから
施設を確認



想定される主な避難経路

- ルート①** 東名高速 → 東海環状道 → 東海北陸道 → 能越道 → 高岡 I C
→ 県道57号 → 国道156号 → 一般道
- ルート②** 東名高速 → 名神高速 → 北陸道 → 能越道 → 高岡 I C → 県道57号
→ 国道156号 → 一般道

高岡スポーツコア



出典：地理院地図Vector(<https://maps.gsi.go.jp/vector>)を加工

- 避難単位 7：西方地区
- 避難単位 7：町部地区（柳町）
- 避難単位 8：河城地区

富山県氷見市

ひみし

避難経由所：氷見市ふれあいスポーツセンター（富山県氷見市鞍川43-1）



二次元コードから
施設を確認

想定される主な避難経路

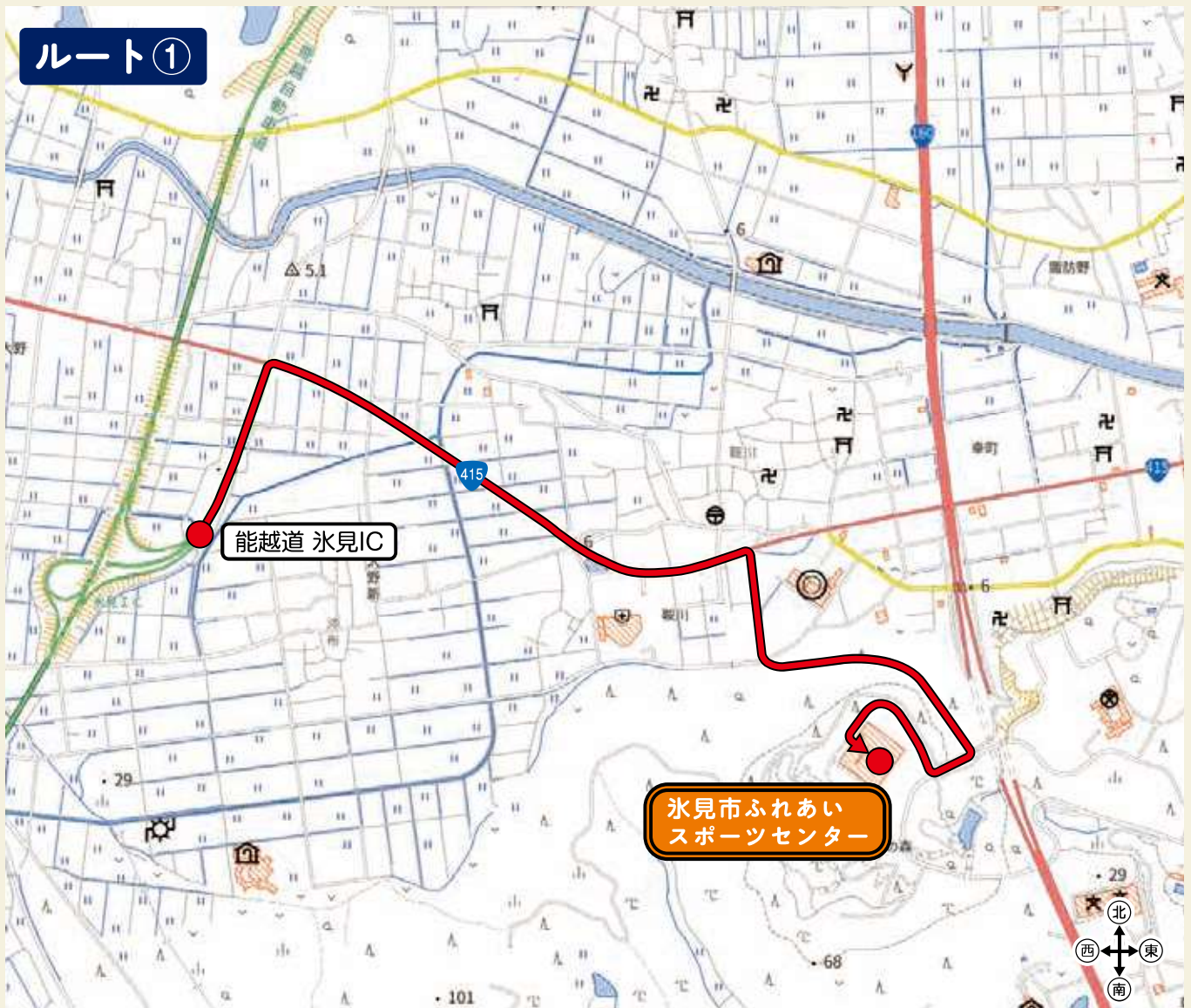
ルート① 東名高速 → 東海環状道 → 東海北陸道 → 能越道 → 氷見 I C
→ 国道415号 → 一般道

ルート② 東名高速 → 名神高速 → 北陸道 → 能越道 → 氷見 I C
→ 国道415号 → 一般道

氷見市ふれあいスポーツセンター



ルート①



出典：地理院地図Vector(<https://maps.gsi.go.jp/vector>)を加工

(4) 避難経由所とは

避難経由所とは、必須経由地点として、避難者が目指す避難先のランドマーク的な存在であり、迅速に避難者を避難所へ誘導するための支援施設です。

避難経由所を開設することにより、避難者は土地勘の無い地域でも速やかに避難できることや、住民の皆様の避難状況に応じて使用する避難所を柔軟に決定し、効率的な避難所開設・運営を行います。

(5) 避難経由所の機能

- ① 避難所の振り分け・案内
- ② 「避難退域時検査済証」の確認
- ③ 「避難経由所登録票」を記載
- ④ 一時的な休憩

(6) 避難者の避難の流れ

避難退域時検査場所にて受領した「検査済証」を持参して、事前に指定された避難経由所へ向かいます。受付方式は以下のとおりです。

なお、「①ドライブスルー方式」を基本とし、受付後に自家用車またはシャトルバスで各避難所へ移動します。

- ①ドライブスルー方式
 - (ア) 屋外で受付→自家用車→避難所
 - (イ) 屋外で受付→シャトルバス→避難所
- ②施設内受付
 - (ウ) 施設内で受付→シャトルバス→避難所

5 避難所

避難所開設等の避難所運営の初動対応は、3日間程度を目安とし、避難先自治体で対応するものとします。また、できる限り速やかに本市及び避難住民に引き継ぐものとします。

避難者は、避難所への避難が完了した時点で、避難者が「避難所運営委員会」を組織し、避難所運営委員会が定めたルールに基づき避難所運営を開始します。

なお、避難所運営のためのルールについては、避難先自治体ごとに作成している「避難所運営マニュアル」を基本とし、避難所ごとに異なる事情をマニュアルに反映させ、運用するものとします。



6 安定ヨウ素剤の配布・服用

安定ヨウ素剤の服用については、発電所の状況や緊急時モニタリング結果等に応じて原子力規制委員会が必要性を判断します。

安定ヨウ素剤とは、“ヨウ化カリウム”を飲みやすい形状にしたものです。原子力発電所の事故のとき放射性ヨウ素が放出されることがありますが、安定ヨウ素剤をあらかじめ服用することで放射性ヨウ素の体内(甲状腺)への蓄積を減らすことができます。

安定ヨウ素剤は、UPZ 内(31km)の住民の皆様及び通勤通学者、旅行者等の一時滞在者の分を、県や関係市町で備蓄しています。

なお、PAZ 内(5km)の住民の皆様に対しては、事前配布することとしております。

安定ヨウ素剤では放射性ヨウ素が体内に取り込まれること自体を防ぐことはできません。また、安定ヨウ素剤は放射性ヨウ素による甲状腺への内部被ばくを抑えるのみであるため、他の放射性物質による被ばくを抑えることはできません。

服用するタイミングによっては十分な効果が得られないことがありますので、必ず国又は県市町の指示に従って服用してください。服用後も屋内退避や避難等の防護措置は継続してください。

(1) 安定ヨウ素剤の服用量

服用量を守ってください（多く飲んでも効果は上がりません）。

【表8】 安定ヨウ素剤の服用量

対 象 者	ヨウ素量	ヨウ化カリウム量	服用方法
生後1ヶ月未満	12.5mg	16.3mg	ゼリー剤(16.3mg) 1包
生後1ヵ月以上3歳未満	25.0mg	32.5mg	ゼリー剤(16.3mg) 2包 又は ゼリー剤(32.5mg) 1包
3歳以上13歳未満	38.0mg	50.0mg	丸薬 1丸
13歳以上	76.0mg	100.0mg	丸薬 2丸

(2) 服用回数

服用は、原則として1回です。

(3) 安定ヨウ素剤の副作用

安定ヨウ素剤は、アレルギーなどの副作用を起こす場合があります。

1回の服用での重大な副作用の発生は極めて稀ですが、報告された事例としては、嘔吐、皮膚の発疹、胃痛、下痢、頭痛などの症状があります。

また、安定ヨウ素剤の成分またはヨウ素に対し、過敏症の既往歴のある方は、副作用が発生する恐れがあるため服用できないことがあります。

7 要配慮者等の避難

(1) 屋内退避施設

避難指示が出た際に速やかな避難行動を取ることができない要配慮者対策として、国の補助金を活用し、屋内退避施設の整備を進めます。

なお、各お宅から屋内避難施設までの移動が困難な方へは、電力事業者等がサポートする体制を整えています。

【表9】放射線防護対策実施済みの施設

施設の種類	施設名	施設管理者	所在地
公民館（避難所）	小笠南地区 コミュニティセンター	菊川市	菊川市高橋3669-1
公民館（避難所）	嶺田地区 コミュニティセンター	菊川市	菊川市嶺田1273
社会福祉施設	和松会※ デイサービスセンター	社会福祉法人 和松会	菊川市猿渡260-1

※和松会の利用者が優先となります。

(2) 病院・入所施設等の避難

病院、社会福祉施設等の要配慮者利用施設は、施設の形態や入院者・利用者等の状態に配慮した避難計画を予め策定する必要がありますので、県及び市は施設ごとの避難計画の策定の支援を行います。

病院や施設などでは、屋内退避の指示により屋内退避を開始した段階から、入院・入所者の症例・状態に適した避難手段を判断し、避難の準備を開始します。

避難が指示されたときには、適切な搬送体制が整ってから避難を実施します。

避難先については、県が提供する避難先候補病院等の情報に基づき、当該病院及び市が受け入れを要請し、避難準備を整えます。

<図2> 病院等の避難フロー（基本例）



※避難指示又は一時移転が発出されても適切な搬送体制が整うまでは、屋内退避を行うものとします。

(3) 学校・通所施設等の避難

通所施設は、警戒事態となった時点で利用者等の実態に応じ、必要であればサービスを中止し引渡しを開始します。なお、引渡しが出来ない利用者等は、施設に留め置き、屋内退避の準備を始めます。

学校等は、県が別に定める手引き等により、児童生徒等が在校しているときの学校等毎の避難等について定めるものとします。

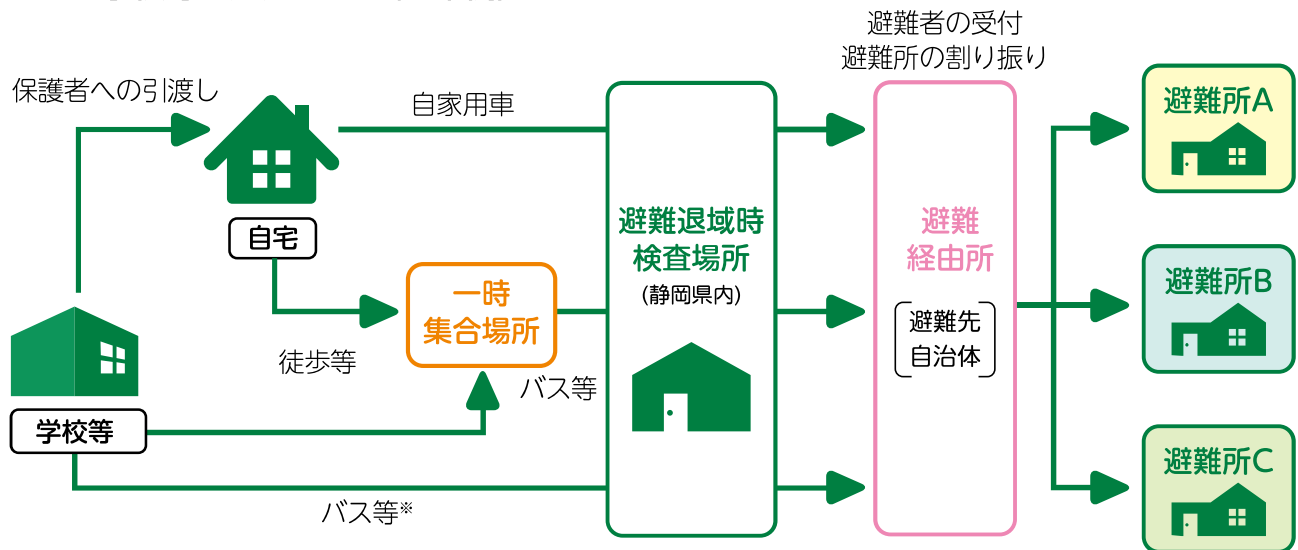
学校等は、警戒事態又は施設敷地緊急事態になった時点で教育活動等を中止し、速やかに児童生徒等の下校又は保護者への引渡しを開始します。下校又は保護者への引渡しが出来ない児童生徒等は、学校等に留め置くこととなります。

全面緊急事態となった時点で、速やかに児童生徒等を屋内退避させ、校舎等の屋内で保護者への引渡しを継続します。

放射性物質が漏洩し、市から、学校が所在する地区に避難指示又は一時移転の指示が出された時点で保護者への引渡しは中断し、教職員は、在校児童生徒等と市が指定する一時集合場所に徒歩等で移動し、バス等で避難します。

教職員等が、児童生徒等を引率して避難した際、保護者への引渡しは避難先で行いますが、引渡し場所やルールなどについては現在検討しています。

<図3> 学校等の避難フロー(基本例)



※保護者への引渡しを原則としますが、引渡しが出来ない場合には、市の指示により、バス等により避難します(バス等の確保は、県が国の支援や交通関係機関の協力を受けて行います)。

※県において、降雪地域への冬季避難をする場合に、避難先へ向かう方法を検討しています。

8 原子力災害におけるQ&A

原子力災害 Q & A

基礎知識	Q1 原子力災害とはなんですか？	A1 原子力発電所において、事故が発生すると放射性物質が放出される場合があります。放射性物質は、目に見えず匂いもしないため、原子力災害は風水害等とは異なり身体への影響の程度や、またどのように行動すればよいか自ら判断することは困難です。 このため、国、県及び市からの正確な情報に従い、落ち着いて行動することが大切です。
基礎知識	Q2 PAZ、UPZとは何ですか？	A2 原子力災害対策指針では、PAZについては原子力発電所からおおむね半径5kmを、UPZについては原子力発電所からおおむね半径31kmを目安として、地方公共団体が地域の状況等を勘案して設定することと定められています。
基礎知識	Q3 被ばくとは、どんなものですか？	A3 外部被ばくとは、放射線を外部から浴びてしまうことです。内部被ばくとは、放射性物質を吸入したり、飲食物に付着した放射性物質を取り込んで被ばくしてしまうことです。
基礎知識	Q4 日常生活でも放射線を浴びているのですか？	A4 私たちの周りの土や石の中には、わずかですが、放射線を出す放射性物質があります。また、宇宙からの放射線もあり、医療などでも放射線は活用されています。このように、日常生活の中で少しずつですが、私たちは放射線を浴びています。日常生活で浴びるくらいの放射線の量では、健康に影響が出ることはありません。
基礎知識	Q5 私たちは、日常生活でどれだけの量の放射線を受けているのですか？	A5 日本平均で1人あたり年間 2,100マイクロシーベルト受けています。自然放射線とは別に、医療の検診や治療では人工放射線を受けることがあります。日常生活で受けるくらいの放射線の量では、健康に影響が出ることはありません。
基礎知識	Q6 原子力災害時の広域避難計画とは何ですか？	A6 原子力発電所で原子力災害が発生した場合に備えて、発電所周辺の住民の皆様の避難先や避難手段などを定めた計画のことです。 本市の広域避難計画では、避難が必要になった場合の避難先を、まずは県内や愛知県（ 避難先1 ）としています。 大規模地震との複合災害時などで 避難先1 に避難できない場合は、富山県（ 避難先2 ）が避難先になります。
災害発生時	Q7 原子力発電所で事故が発生したら住民はどうすればいいのですか？	A7 原子力発電所で事故が発生した場合には、発電所の状況や放射線の測定結果に合わせて、住民の皆様に対して屋内退避や避難などの防護措置を取るよう、市から指示が出されます。住民の皆様は指示の内容に従って、落ち着いて行動してください。放射性物質が放出される前から、発電所の状況に基づき指示が出されます。全面緊急事態では、UPZ（5～31km圏）の住民の皆様は、屋内退避をしてください。

原子力災害 Q & A

災害発生時	Q8 屋内退避の指示が出されたらどうすれば良いのですか？	A8 原子力発電所で事故が発生した場合、EAL^(※)やOIL^(※)に基づいて、建物の中に留まる屋内退避の指示が出されます。屋内退避の指示が出されたら自宅、職場、公共施設などの建物に入りましょう。 ※EAL：緊急時活動レベル＝避難や屋内退避等の防護措置を実施するために、原子力施設の状況に応じて対策するように、事前に定めた判断基準。 ※OIL：運用上の介入レベル＝放射線モニタリングなどの計測された値により、避難や一時移転等の防護措置を実施するための判断基準。
災害発生時	Q9 UPZの住民は屋内退避することになっていますが、被ばくが心配です。どのように対応するのですか？	A9 全面緊急事態に至った場合、UPZ内の住民の皆様は、屋内退避を実施することになります。これは、放出された放射性物質が通過する時に車中内を含めて屋外にいて、かえって被ばくすることを回避するためです。戸締りをする等密閉性を高めた建物内に退避することにより、放射性物質からの放射線が一定程度遮へいされるとともに、屋外からの放射性物質の流入が抑制されることにより、放射性物質の体内への吸入等が低減されることで、放射線の影響を低減することができます。
災害発生時	Q10 食べ物や飲み物は、いつもどおり飲食して良いのですか？	A10 放射性物質に汚染した食べ物や飲み物を飲食すると、放射性物質が体の中に沈着して内部被ばくすることとなります。そのため、汚染した飲食物を摂取することがないように、飲食物について汚染検査を実施します。検査の結果をOIL6^(※)の基準と照らし合わせ、基準を超えている飲食物の摂取制限を行います。県及び市では、大気や土壌の汚染状況等から必要な範囲を設定して検査を実施し、基準値を超えた飲食物の摂取を制限します。 ※OIL6とは経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準。
災害発生時	Q11 食料・飲料、生活用品が不足した場合、どのように対応しますか？	A11 市の食料等の要請に対し県や国が対応するだけでなく、要請がない場合でも必要と判断された場合に国や県は食料等を被災地に送り込むこととしています。 物資関係省庁は、あらかじめ、食料、飲料水、医薬品等の生活必需品並びに通信機器等の物資の調達体制を整備し、災害時には関係事業者、関係業界団体などの協力等により、供給を確保することとしています。
安定ヨウ素剤	Q12 安定ヨウ素剤って何ですか？	A12 安定ヨウ素剤は、原子力災害の発生時に服用する医薬品です。安定ヨウ素剤を服用することで、原子力災害時に放出されるおそれのある「放射性ヨウ素」による甲状腺の内部被ばくを抑えることができます。（外部被ばくや、放射性ヨウ素以外の放射性物質による内部被ばくを抑えることはできません。）安定ヨウ素剤の服用は、原子力災害時に、国または県、市から広報等を通じて指示が出されます。
安定ヨウ素剤	Q13 安定ヨウ素剤とはどんな効果がありますか？	A13 原子力発電所から放出された放射性ヨウ素を体の中に取り込むと、体の中の甲状腺という組織に集まり、数年から数十年後に甲状腺がんを発生させる可能性があります。事前に、放射性ではない安定的なヨウ素を薬として服用します。甲状腺に安定的なヨウ素がたまった状態になり、放射性ヨウ素が入らないように予防服用するのが安定ヨウ素剤です。

原子力災害 Q & A

安定ヨウ素剤	Q14 安定ヨウ素剤にも期限があるのですか？	A14 安定ヨウ素剤の使用期限は製品によって異なりますが、概ね3年程度の使用期限があります。県が市に備蓄している安定ヨウ素剤は、県が期限内に入れ替えを実施しております。
災害発生時	Q15 避難・一時移転の指示が出たらどうすれば良いのですか？	A15 原子力発電所の事故の状況とEALの基準を照らし合わせて、避難が指示されます。また、放射性物質が放出された後は、モニタリング結果とOILの基準に基づいて避難や一時移転が指示されます。県及び市町村の指示に従って移動します。
災害発生時	Q16 避難・一時移転のために何を準備したら良いのですか？	A16 平常時から準備しておき、避難・一時移転時に持ち出ししましょう。 【準備しておくもののリスト】 身分証明書、健康保険証、通帳、印鑑、現金、常用薬、お薬手帳、家族3日分の水、食料、紙おむつ、粉ミルク、哺乳瓶、携帯電話と充電器、携帯ラジオ、懐中電灯、タオル、下着類、着替え、レインコート、帽子、マスク、手袋、衛生用品、ウエットティッシュ、ちり紙、ビニール袋など
災害発生時	Q17 避難指示はどのように伝えられるのですか？	A17 原子力事故が発生し、緊急事態に至った場合に、国の原子力災害対策本部から緊急事態宣言を発し、住民の皆様の避難について指示を行います。この避難指示は、国から県及び市に伝達されます。住民の皆様へは防災行政無線、茶こちゃんメール、また緊急時には広報車などで伝達しますが、住民の皆様もテレビ、ラジオ等の報道等からも情報を得るようにしてください。
広域避難	Q18 車もなく、同乗させていただく方が近くにいない場合はどうすればいいのですか？	A18 自力での避難ができない人は県及び市がバスを一時集合場所に手配します。
広域避難	Q19 実家や親せき宅へ避難してもいいのですか？	A19 避難先の各市は、本市が事前に避難受入の承諾をいただいておりますが、当該市以外への避難を禁止するものではありません。
広域避難	Q20 避難するときはどこを通過してもいいのですか？	A20 避難の際は、高速道路や国道に設置される避難退域時検査場所を経由して下さい。避難退域時検査場所では放射性物質が付着していないか検査を行います。検査の結果、基準値を超えた場合は除染を行います。
広域避難	Q21 冬季に避難する場合、冬用タイヤの準備や降雪時の交通事故の危険性はどう考えているのですか？	A21 現在、県では、避難途中に自家用車を一時的に預ける駐車場所を準備し、バス等により乗り換えて避難する方法を検討しており、この方法を実現するため、駐車場所や移動手段の確保に向けて、施設管理者や交通関係機関、関係自治体と協議を進めております。
広域避難	Q22 観光客や仕事で市内を一時的に訪れていた人はどうすればいいのですか？	A22 県と市が、施設敷地緊急事態となった時点で、一時滞在者に対して原子力災害対策重点区域（PAZ及びUPZ）外への退避を求めます。

原子力災害 Q & A

ペット避難	Q23 避難するときにペットは連れて行っていいのですか？	A23 ペットは原則として一緒に避難しますが、盲導犬等の特別な事情を除き、原則避難所内へペットを連れて入ることはできません。ペットは屋外や指定された場所で避難することになります。
児童・生徒の避難	Q24 登校中に原子力災害が発生した場合には、直ちに学校から避難所に避難するのですか？	A24 緊急事態区分の警戒事態(第1段階)で保護者への引き渡しを行い、全面緊急事態(第3段階)で自宅から家族と一緒に避難先へ避難することを原則としています。
児童・生徒の避難	Q25 まず屋内退避とされているのに学校から子供たちを家に帰すというのは矛盾しているのではないですか？	A25 原子力災害は段階を踏んで進展すると考えられており、屋内退避の指示が出される前に帰宅や保護者引き渡しを行います。万が一子どもたちを帰す前に事態が進展し、一定濃度以上の放射性物質が放出された場合は、学校などの単位で屋内退避や避難などの対応を行います。
避難行動要支援者	Q26 即時避難で健康リスクのある方の避難はどのように行いますか？	A26 長距離・長時間の避難により、生命に危険が及ぶと思われる方は、即時避難によるリスクを踏まえて、市内の放射線防護施設へ一時的に退避し、避難先の受入準備と適切な搬送体制が整ってから避難します。

メモ欄

発行・問い合わせ先

静岡県 菊川市役所
危機管理部 危機管理課 防災計画係
☎0537-35-0923

※「菊川市原子力災害広域避難計画」は菊川市ホームページに掲載しています。
(<https://www.city.kikugawa.shizuoka.jp/>)



©菊川市